

事務連絡
平成24年8月29日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月18日から20日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

千 葉 労 働 局

平成24年7月20日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 基本的な事務処理の徹底状況

外部電磁的記録媒体 (DVD) は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、その使用状況を適正に管理しなければならないにもかかわらず、以下のような問題がみられた。

このため、当該通達に基づく適切な管理を行うこと。

ア 個人管理となっており、施錠された保管庫で管理者による管理ができていない。

イ 管理簿を整備していない。

(2) 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）に基づく署の事務処理にあたり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

ア 調査計画書等の作成

複雑困難事案にかかる初動調査を請求書の回送受付から3か月後としている調査計画書を作成し、報告していた。

イ 処理経過簿の処理

署長管理事案において、処理遅延等の問題点が生じていることに対して、抽象的あるいは時機を逸しているなど実効性が伴っていない指示が繰り返されていた。

(3) 審査請求事件の処理状況

ア 審理状況の把握及び進行管理

労災補償課長は、毎月、「審査請求処理計画・処理経過簿」により、審査請求事案ごとの進ちよく状況を把握し助言等を行うとともに、必要に応じて労災補償監察官等と検討を行った上で、的確な進行管理を徹底しなければならないにもかかわらず、これが徹底されていない事案がみられた。

このため、労災補償課長は、全ての事案の進ちよく状況を把握の上、状況に応じた対策を適切に講じ、長期未決事案の早期解消に努めること。

イ 請求人への説明状況

審査官は、審査請求受理後3か月を経過し決定していない場合には、原則として、審査請求人に対して処理状況等を説明しなければならないにもかかわらず、説明していない状況がみられた。

このため、審査請求受理後3か月を経過し決定していない場合には、処理状況等を丁寧に説明すること。

2. 職員研修の実施状況

新任の労災担当課長研修において、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等について説明する際には、説明時間を3時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の労災担当課長に対する説明時間は3時間以上確保すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

成田労働基準監督署

平成24年7月18日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書等

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

2 現金出納簿

(1) 収入官吏が現金を領収したとき、金融機関へ払込みをしたとき等は、その都度主任収入官吏まで決裁を受けなければならないにもかかわらず、これを徹底していない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 分任収入官吏の帳簿の記載に当たり、当該分任収入官吏が1日以上不在により分任収入官吏代理が事務を代理した場合に「代理開始」「代理終了」を記入すべきところを、分任収入官吏が領収・払込をしているにもかかわらず、主任収入官吏が1日不在のときにも「代理開始」「代理終了」を記入する取扱いをしていた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

柏 労 働 基 準 監 督 署

平成24年7月19日実施

【是正指示事項】

現金出納簿

分任収入官吏の帳簿の記載に当たり、当該分任収入官吏が1日以上不在により分任収入官吏代理が事務を代理した場合に「代理開始」「代理終了」を記入すべきところを、分任収入官吏が領収・払込をしているにもかかわらず、主任収入官吏が1日不在のときにも「代理開始」「代理終了」を記入する取扱いをしていた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇勞働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事務連絡
平成24年8月29日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月19日から20日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

福 井 労 働 局

平成24年7月20日実施

【是正指示事項】

1 長期未決事案の処理状況

局は、署から報告される処理経過簿により、署長が、調査方法、実施時期等の具体的な事項（内容）を示さず、抽象的な指示を繰り返している、あるいは処理遅延に対する的確に対応していないなどの問題点を把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

2 地方労災補償業務監察の運用状況

監察方針及び監察計画については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、年度当初に策定されている状況がみられた。

このため、監察方針及び監察計画は前年度末までに策定すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

福井労働基準監督署

平成24年7月19日実施

【是正指示事項】

長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）で定めた長期未決対策に係る事務処理手順に基づき、署長は、処理状況に応じた調査方法及び実施時期を明らかにして指示するとともに、指示内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、調査方法、実施時期等の具体的な内容が伴っていない指示を繰り返している状況がみられた。

このため、署長は、局業務実施計画について、その内容を十分に理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

福井労働基準監督署

平成24年7月19日実施

【是正指示事項】

現金領収証書等

物品管理官から納付受託証書の交付を受けたときは、表紙に交付を受けた年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、それらを記載していない状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央劳災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事務連絡
平成24年8月29日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月18日から20日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

三 重 労 働 局

平成24年7月20日実施

【是正指示事項】

1 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「長期未決事案対策要綱」）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、必要な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

ア 精神障害事案について、請求書受付から2か月以降の調査予定等、完了までの必要な基本事項が記載されていない調査計画書を作成し、報告していた。

イ 脳・心臓疾患事案について、局が調査計画書の早期作成を指示しているにもかかわらず、指示から約3か月後に作成し、報告していた。

2 第三者行為災害に係る事務処理状況

局管理者は、第三者行為災害に係る債権管理について、担当者任せにすることなく、進ちよく状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進ちよく状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進捗管理を行うこと。

3 費用徴収に係る事務処理状況

局管理者は、徴収決定後の債権管理について、担当者任せにすることなく、

進ちよく状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進ちよく状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

伊勢労働基準監督署

平成24年7月18日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書

物品管理官から現金領収証書の交付を受けたときは、表紙に交付を受けた年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、署名及び官職氏名を記入していない状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机とし、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

四日市労働基準監督署

平成24年7月19日実施

【是正指示事項】

収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机とし、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事 務 連 絡

平成24年8月29日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月25日から27日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

【是正指示事項】

長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

(1) 事案検討会の開催

精神障害事案について、請求書受付から4か月間事案検討会を開催していない。

(2) 調査計画書等の作成

請求人から相談を受けた時点で、早期着手を図るため調査項目、調査時期等を整理した調査計画書を作成し準備していた。その後2か月経過して請求書が提出されたにもかかわらず、調査予定時期等の計画の見直しを行っていない。

(3) 署管理者の指示・指導

精神障害事案について、3か月にわたり調査等に着手していない期間が複数生じているにもかかわらず、この間、署管理者が的確な指示・指導を行っていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

津山労働基準監督署

平成24年7月25日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書の保管・管理

供用後の現金領収証書等の保管・管理については、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者とされているにもかかわらず、収入官吏が発令されていない監督課長が行っていた。

このため、局と協議の上、手引に基づく適正な取扱をすること。

2 収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

外部電磁的記録媒体（モバイルパソコン）は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、その使用状況を適正に管理しなければならないにもかかわらず、以下のような問題がみられた。

このため、当該通達に基づく適切な管理を行うこと。

- (1) 個人管理となっており、施錠された保管庫で管理者による管理ができていない。
- (2) 管理簿を整備していない。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 事案検討会の開催

精神障害事案について、請求書受付から4か月間事案検討会を開催していない。

(2) 調査計画書等の作成

請求人から相談を受けた時点で、早期着手を図るため調査項目、調査時期等を整理した調査計画書を作成し準備していた。その後2か月経過して請求

書が提出されたにもかかわらず、調査予定時期等の計画の見直しを行っていない。

(3) 署管理者の指示・指導

精神障害事案について、3か月にわたり調査等に着手していない期間が複数生じているにもかかわらず、この間、署管理者が的確な指示・指導を行っていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

倉敷労働基準監督署

平成24年7月26日実施

【是正指示事項】

収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇勞働基準監督署

是正指示事項	是正改善狀況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事務連絡

平成24年8月29日

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月25日から27日に実施したが、局においては是正指示事項がなく、労働基準監督署の結果について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

宇部労働基準監督署

平成24年7月25日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別も含め、管理者又は補助者と担当者の複数名で行われなければならないにもかかわらず、管理者のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

事務連絡
平成24年8月29日

鹿児島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年7月25日から27日に実施したが、局においては是正指示事項がなく、労働基準監督署の結果について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を別添様式により、平成24年9月28日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

加治木労働基準監督署

平成24年7月25日実施

【是正指示事項】

収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等とし、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察結果

鹿児島労働基準監督署

平成24年7月26日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

処理中の請求書類は、業務終了後、職員が使用する机等に保管せず、所定の保管場所に保管しなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていない。

このため、所定の保管場所で保管するとともに、他の文書と混同しないよう適切な措置を講ずること。

2 石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定にあたって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく的確な調査を徹底すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	